

# 令和3年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組

令和4年5月31日  
公正取引委員会

## 第1 下請法の運用状況

### 1 定期調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

#### (1) 定期調査の実施（第1表参照）

資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者65,000名及び当該親事業者と取引のある下請事業者300,000名を対象に定期調査を実施した。

なお、令和3年度は、フリーランスとの取引割合が高い業種について重点的に調査するため、調査対象となる親事業者数を令和2年度から5,000名拡大したものである。

第1表 定期調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和3年度	65,000	300,000	365,000
製造委託等（注1）	37,280	169,318	206,598
役務委託等（注2）	27,720	130,682	158,402
令和2年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	36,128	196,879	233,007
役務委託等	23,872	103,121	126,993
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	35,810	200,190	236,000
役務委託等	24,190	99,810	124,000

（注1） 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（第1関係）

企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（第2関係）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

（下請法に係る相談・申告等 <https://www.jftc.go.jp/shitauke/madogut.html>）

また、下請事業者を対象とした定期調査においては、  
①情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること  
②定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為のは正措置を探つ  
てていること  
③下請事業者が被った不利益の原状回復の状況  
を案内することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を回答し  
やすい環境の整備に努めている。

## (2) 申告関係

下請法違反被疑事実の報告（「申告」）が行われた場合、公正取引委員会は、申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないよう、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を広く周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している（令和4年1月26日に新たに設置した「違反行為情報提供フォーム」に関しては、後記第2の1を参照。）。

また、公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案について、公正取引委員会は、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を探ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（詳細については、後記2(1)イ(イ)参照。）。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する下請法違反行為については、公正取引委員会ウェブサイトにおいてインターネットで申告を受け付けているほか、地方事務所等を含めた全国の申告窓口において、電話等により随時情報提供を受け付けている。

<https://www.jftc.go.jp/oshirase/200227oshirase.html>

## 2 下請法違反被疑事件の処理状況

### (1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

#### ア 新規着手状況（第2表参照）

新規に着手した下請法違反被疑事件は8,464件である。事件の端緒別内訳をみると、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが8,369件、下請事業者等からの申告によるものが94件、中小企業庁長官からの措置請求が1件である。

#### イ 処理状況（第2表参照）

下請法違反被疑事件の処理件数は8,100件であり、このうち、7,926件について、①下請法第7条の規定に基づく勧告又は②違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じ

ている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	新規着手件数(注)				処理件数			
	定期調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83
令和元年度	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113
								2,605

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

#### (7) 勧告（第1図参照）

勧告件数は4件であり、うち3件は製造委託等に係るもの、1件は役務委託等に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり（平成29年度以降の勧告事件については、参考資料を参照。）、勧告の対象となった違反行為類型は、いずれも下請代金の減額となっており、「戻入金」、「歩引」、「早期支払割引料」、「物流費」、「物流業務委託料」の名目で金銭を徴収する行為が問題となった。

#### (4) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案（第3表及び第1図参照）

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を探っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を探ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表<sup>(注1)</sup>）。

令和3年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は32件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は34件であり、そのうちの1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。

令和3年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者433名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億4896万円相当の原状回復が行われた<sup>(注2)</sup>。

(注1) [https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

(注2) 後記(4)記載の金額に含まれている。

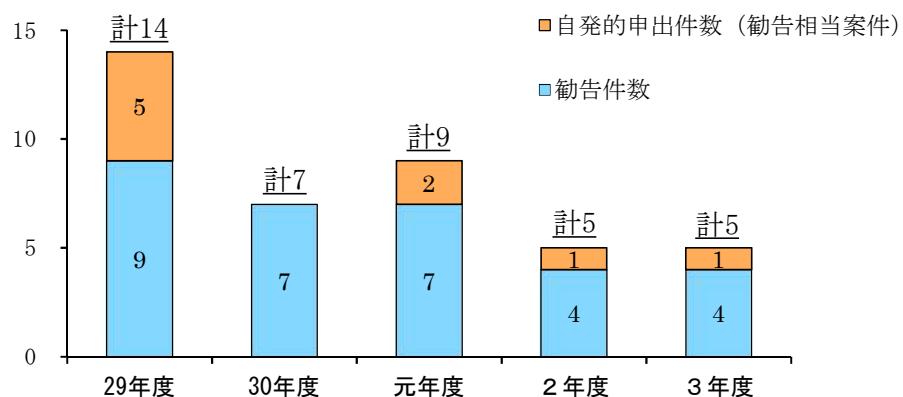
第3表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
47	73	78	24	32

第1図 勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移

[単位：件]

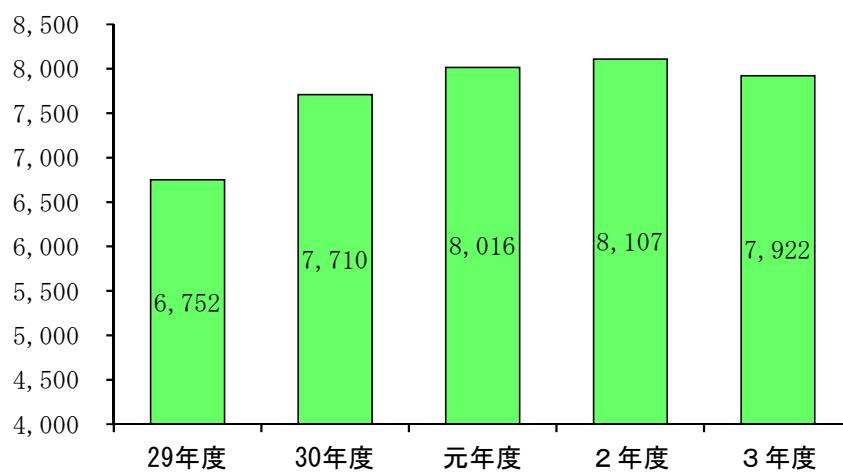


#### (イ) 指導（第2図参照）

指導件数は7,922件となっている。指導件数7,922件のうち5,146件が製造委託等に係るもの、2,776件が役務委託等に係るものであった。

第2図 指導件数の推移

[単位：件]



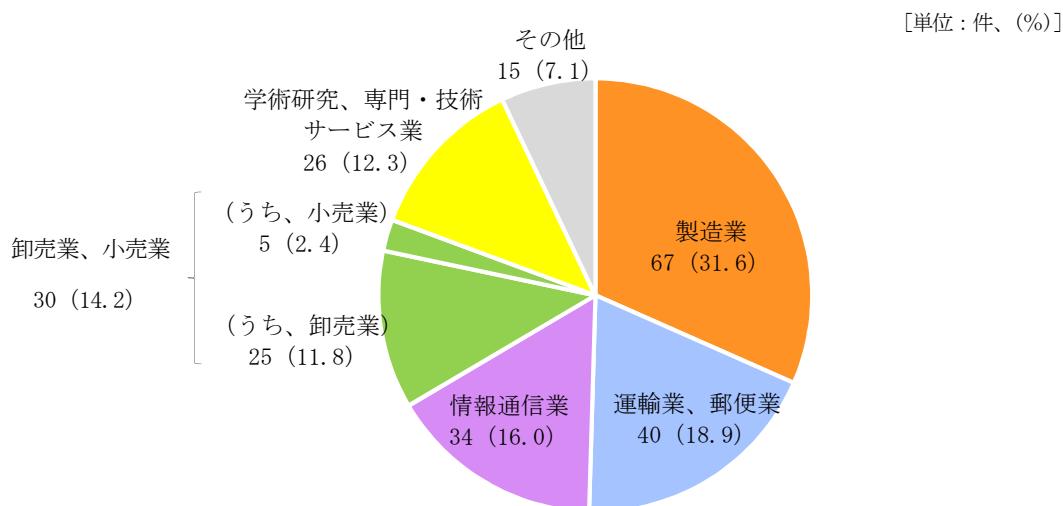
### (I) 買いたたきに関する下請法違反実例（第3図、別紙2及び別紙3参照）

令和3年9月8日、公正取引委員会は、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を取りまとめ、最低賃金引上げ等を勘案しない下請代金の不当な設定を含む下請法違反行為等に厳正に対処していくこととした。公正取引委員会は、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」において、親事業者に対して違反行為の改善を求める際に、最低賃金の引上げを含む労務費や原材料価格の上昇に関連して、下請事業者に不当なしづ寄せを行わないよう注意喚起文書を交付し要請することとしたところ、同日以降、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者4,274名に対し、当該指導に加え、最低賃金の引上げ等に伴い、下請事業者に対し買いたたき、下請代金の減額、支払遅延等の下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行った。

令和3年12月27日、公正取引委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられた。公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する集中調査を実施し、60件の立入調査を行うとともに、212件の指導を行った。また、転嫁円滑化施策パッケージにおいて、下請法違反の再発防止が不十分な事業者に対して、取締役会決議を経た上で改善報告書の提出を求めることとしたところ、公正取引委員会と中小企業庁は、同年5月20日からこの取組を開始した。

なお、買いたたきに関する下請法違反実例は別紙2のとおりである。

**第3図 令和4年1月から3月までの間における買いたたきの指導件数（212件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）**



(注1) ( )内の数値は令和4年1月から3月までの間における買いたたきの指導件数（212件）に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

(注2) 日本標準産業分類中分類による業種別内訳は別紙3のとおり。

#### (才) 新型コロナウイルス感染症に関する下請法違反実例（別紙2参照）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業活動に様々な影響が生じているところ、親事業者による受領拒否などの下請法違反となる行為が起こり得ることが懸念されている。

公正取引委員会は、令和3年度においては、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者7,918名に対し、当該指導に加えて、新型コロナウイルス感染症による取引への影響について、下請事業者に対して適切な配慮をするとともに、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行った。

また、公正取引委員会は、新型コロナウイルス感染症に関する下請法違反行為について厳正に対処することとしているところ、新型コロナウイルス感染症に関する下請法違反実例は別紙2のとおりである。

#### (才) 働き方改革に関する下請法違反実例（別紙2参照）

政府を挙げて働き方改革を推進しているところ、公正取引委員会は、厚生労働省及び中小企業庁と共同して、働き方改革に伴う「しわ寄せ」の未然防止に向けて、業所管省庁に対し、所管業界団体への周知啓発等の積極的な対応を令和2年10月14日に要請した。

こうした中で、公正取引委員会は、親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」を生じさせないよう、このような事案に接した場合には厳正に対処することとしているところ、働き方改革に関する下請法違反実例は別紙2のとおりである。

#### (才) 金型に関する下請法違反実例（別紙2参照）

金型に関する取引条件の改善については、以前から、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議（令和2年12月から中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）等において議論されているところ、令和元年8月からは「型取引の適正化推進協議会」が開催され、同年12月にはその報告書が取りまとめられている。これらも踏まえ、公正取引委員会は、不適切な取引事案については厳正に対処することとしているところ、金型に関する下請法違反実例は別紙2のとおりである。

#### (才) フリーランスに関する下請法違反実例（別紙2参照）

近年、個人の働き方の多様化や産業構造の変化等により雇用によらない働き方の増加が予想されており、フリーランスとして安心して働ける環境の整備が政府全体として課題となっているところ、公正取引委員会は、内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省と共同して、フリーランスとの取引に関する下請法上の考え方等を明確化した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を令和3年3月26日に公表した。

こうした中で、公正取引委員会は、令和3年度においては、下請法違反行

為について改善指導を行った親事業者 7,918 名に対し、当該指導に加えて、親事業者との関係で弱い立場にある個人事業者と取引を行う場合には、注文書（取引条件等の必要記載事項を記載した書面）を必ず交付し、定められた支払期日までに下請代金を確実に支払うとともに、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行った。

また、公正取引委員会は、フリーランスに関連する下請法違反行為について厳正に対処することとしているところ、フリーランスに関連する下請法違反実例は別紙 2 のとおりである。

#### (ヶ) 下請代金支払の適正化に関する取組

公正取引委員会は、中小事業者等の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、中小企業庁との連名で、関係事業者団体約 1,400 団体に対して、おおむね 3 年以内を目指として可能な限り速やかに手形等のサイトを 60 日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を令和 3 年 3 月 31 日に行つた。

こうした中で、公正取引委員会は、令和 3 年 6 月 21 日以降、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者 6,590 名に対し、当該指導に加えて、同年 3 月 31 日付け要請の内容に関する注意喚起を行つた。

### ウ 都道府県ごとの措置件数（別紙 4 参照）

措置件数（勧告又は指導を行つた事件の件数をいう。以下同じ。）7,926 件の地区ごとの内訳は別紙 4 のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（3,823 件、48.2%）、②近畿地区（1,406 件、17.7%）、③中部地区（823 件、10.4%）がこれに続いている。また、地区ごとの措置件数を令和 2 年度と比べると、いずれの地区においてもほぼ横ばいとなっている。

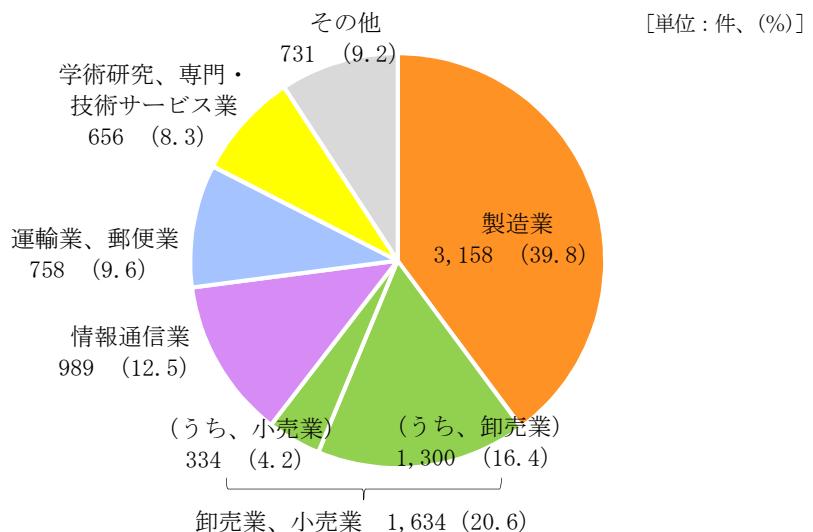
### (2) 措置件数の業種別内訳

#### ア 全体の状況（第 4 図参照）

下請法違反事件に係る措置件数は 7,926 件であり、令和 2 年度に比べて 185 件減少した。措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く（3,158 件、39.8%）、②卸売業、小売業（1,634 件、20.6%）、③情報通信業（989 件、12.5%）、④運輸業、郵便業（758 件、9.6%）がこれに続いている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及びこれらの業種において下請取引が多く行われていることが要因であると考えられる。

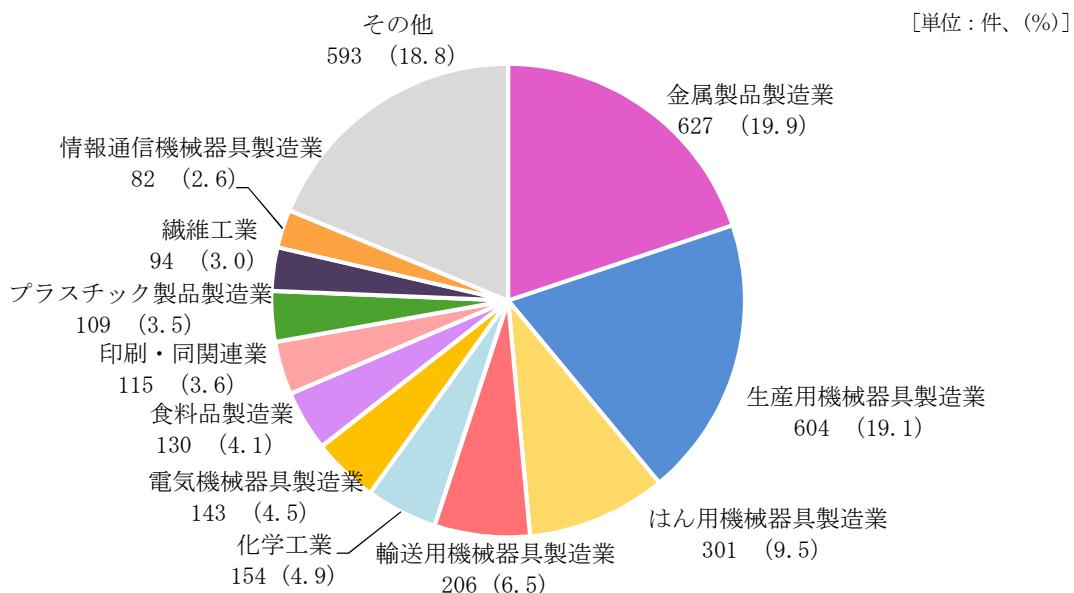
これら 4 業種は令和 2 年度においても措置件数の多い上位 4 業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第4図 措置件数（7,926件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



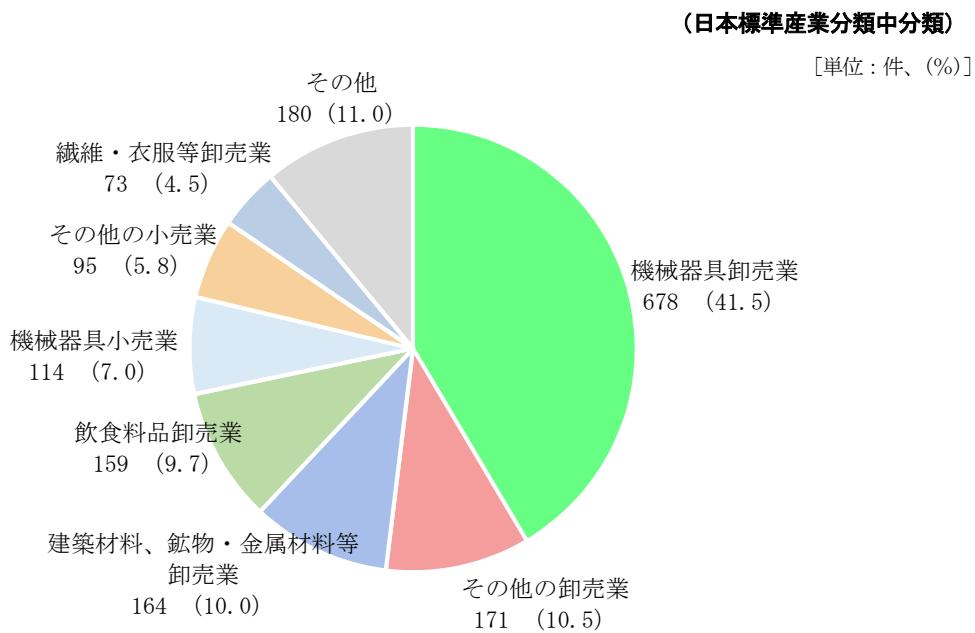
(注) ( ) 内の数値は措置件数全体に占める比率である。

第4-1図 製造業に対する措置件数（3,158件）の内訳（日本標準産業分類中分類）



(注) ( ) 内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

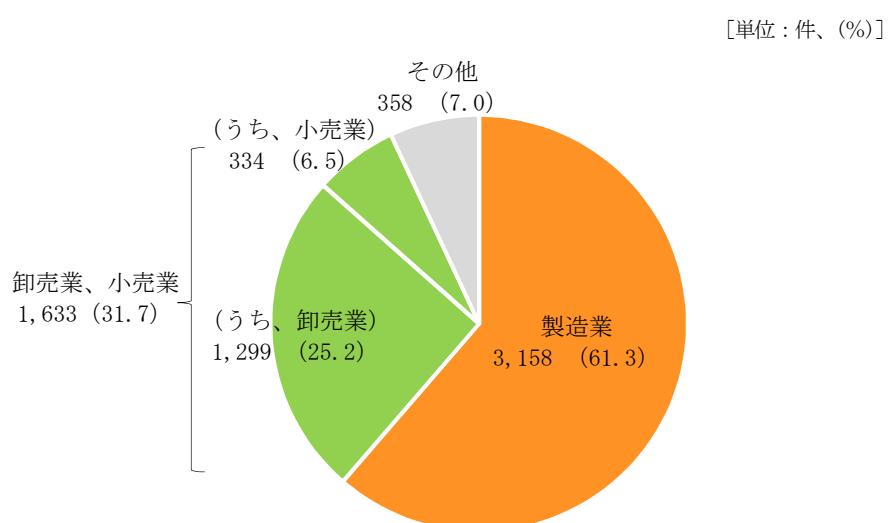
第4－2図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,634件）の内訳



(注) ( ) 内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

#### イ 製造委託等の状況（第5図参照）

第5図 製造委託等に係る措置件数（5,149件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

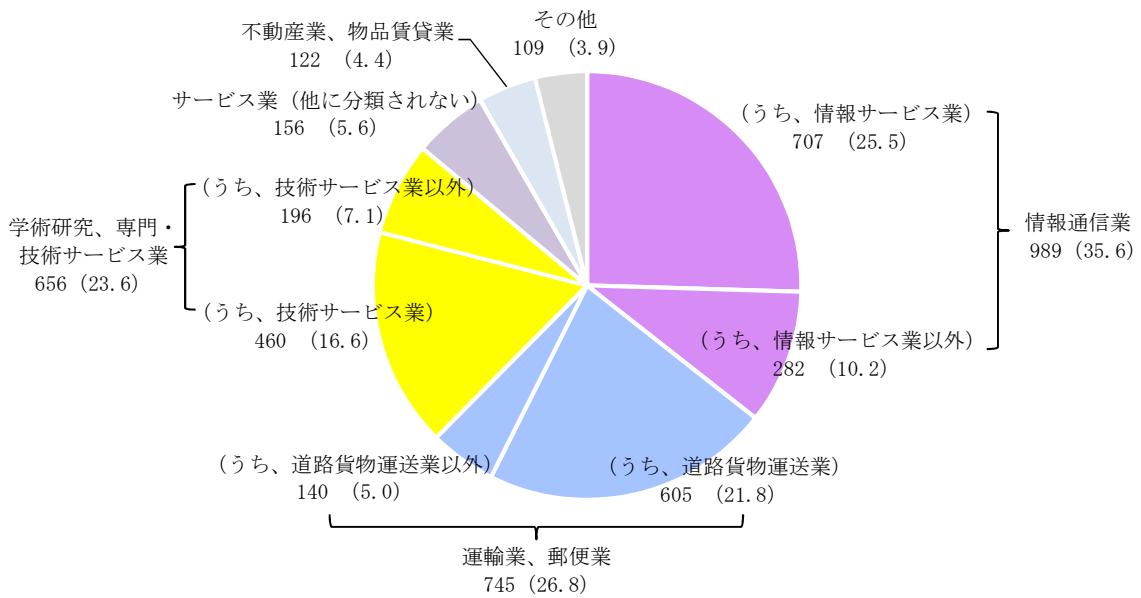


(注) ( ) 内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

## ウ 役務委託等の状況（第6図参照）

第6図 役務委託等に係る措置件数（2,777件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位:件、(%)]



(注) ( ) 内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

## (3) 下請法違反行為の類型別件数等（第4表参照）

### ア 全体の状況（第7図参照）

(7) 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると全体で14,011件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）が6,133件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）が7,878件となっている。手続規定違反は令和2年度の6,937件から804件減少、実体規定違反は令和2年度の7,979件から101件減少している。

(4) 実体規定違反件数7,878件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延が4,900件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の62.2%）と最も多く、次いで②下請代金の減額が1,195件（同15.2%）、③買いたたきが866件（同11.0%）となっており、これら3つの行為類型で全体の9割弱を占めている。

第4表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件、(%)]

	手 続 規 定			実 体 規 定										合 計		
	書面交付 義務	書類保存 義務	小 計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置		
令和3年度	5,401 (88.1)	732 (11.9)	6,133 (100)	48 (0.6)	4,900 (62.2)	1,195 (15.2)	11 (0.1)	866 (11.0)	48 (0.6)	72 (0.9)	293 (3.7)	332 (4.2)	101 (1.3)	12 (0.2)	7,878 (100)	14,011
製造委託等	3,703 (89.2)	450 (10.8)	4,153 (100)	40 (0.8)	2,909 (57.9)	826 (16.4)	9 (0.2)	493 (9.8)	29 (0.6)	62 (1.2)	282 (5.6)	290 (5.8)	79 (1.6)	9 (0.2)	5,028 (100)	9,181
役務委託等	1,698 (85.8)	282 (14.2)	1,980 (100)	8 (0.3)	1,991 (69.9)	369 (12.9)	2 (0.1)	373 (13.1)	19 (0.7)	10 (0.4)	11 (0.4)	42 (1.5)	22 (0.8)	3 (0.1)	2,850 (100)	4,830
令和2年度	6,003 (86.5)	934 (13.5)	6,937 (100)	40 (0.5)	4,738 (59.4)	1,471 (18.4)	15 (0.2)	830 (10.4)	76 (1.0)	78 (1.0)	314 (3.9)	297 (3.7)	120 (1.5)	0 (0.0)	7,979 (100)	14,916
製造委託等	4,181 (87.2)	612 (12.8)	4,793 (100)	36 (0.7)	2,881 (54.7)	1,072 (20.4)	15 (0.3)	497 (9.4)	47 (0.9)	72 (1.4)	303 (5.8)	255 (4.8)	89 (1.7)	0 (0.0)	5,267 (100)	10,060
役務委託等	1,822 (85.0)	322 (15.0)	2,144 (100)	4 (0.1)	1,857 (68.5)	399 (14.7)	0 (0.0)	333 (12.3)	29 (1.1)	6 (0.2)	11 (0.4)	42 (1.5)	31 (1.1)	0 (0.0)	2,712 (100)	4,856
令和元年度	5,864 (88.7)	745 (11.3)	6,609 (100)	32 (0.5)	3,651 (52.8)	1,150 (16.6)	14 (0.2)	721 (10.4)	72 (1.0)	98 (1.4)	254 (3.7)	336 (4.9)	590 (8.5)	1 (0.0)	6,919 (100)	13,528
製造委託等	4,202 (90.2)	458 (9.8)	4,660 (100)	29 (0.6)	2,160 (45.7)	867 (18.3)	11 (0.2)	533 (11.3)	47 (1.0)	92 (1.9)	243 (5.1)	287 (6.1)	458 (9.7)	1 (0.0)	4,728 (100)	9,388
役務委託等	1,662 (85.3)	287 (14.7)	1,949 (100)	3 (0.1)	1,491 (68.1)	283 (12.9)	3 (0.1)	188 (8.6)	25 (1.1)	6 (0.3)	11 (0.5)	49 (2.2)	132 (6.0)	0 (0.0)	2,191 (100)	4,140

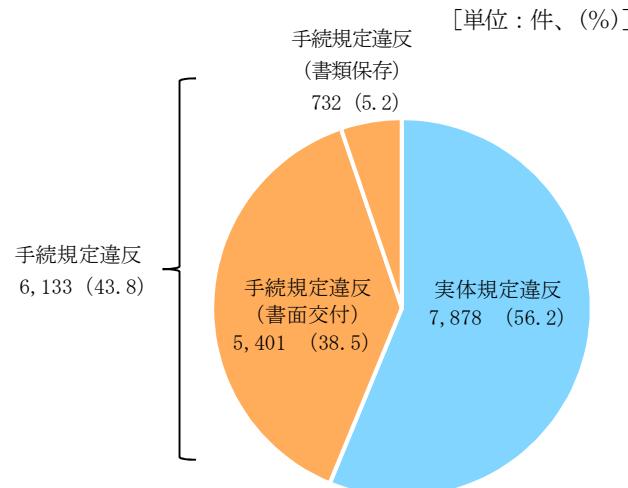
(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ( ) 内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

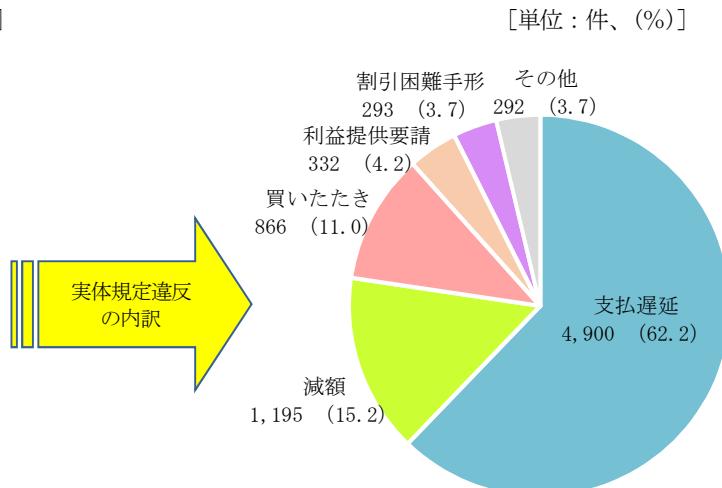
第7-1図

類型別件数（14,011件）の内訳



第7-2図

実体規定違反件数（7,878件）の行為類型別内訳



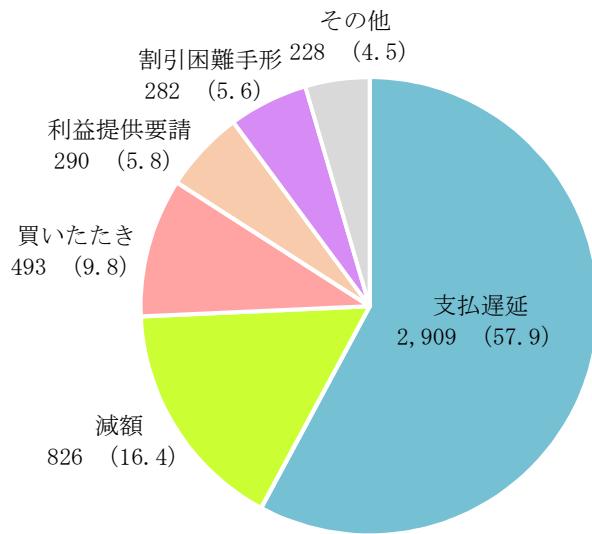
(注) ( ) 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

(注) ( ) 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

## イ 製造委託等の状況（第8図参照）

第8図 製造委託等に係る実体規定違反件数（5,028件）の行為類型別内訳

[単位：件、（%）]

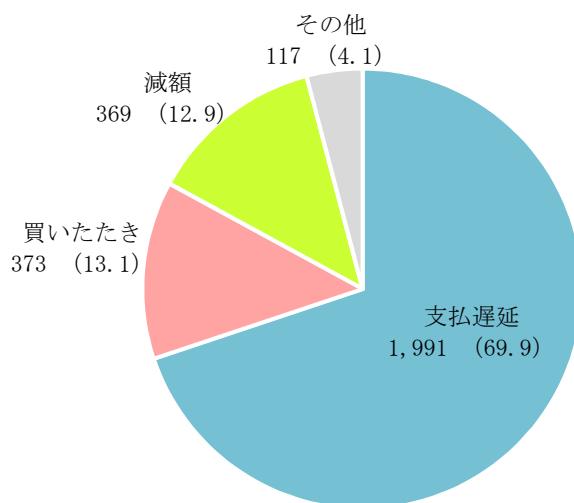


(注)（ ）内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

## ウ 役務委託等の状況（第9図参照）

第9図 役務委託等に係る実体規定違反件数（2,850件）の行為類型別内訳

[単位：件、（%）]

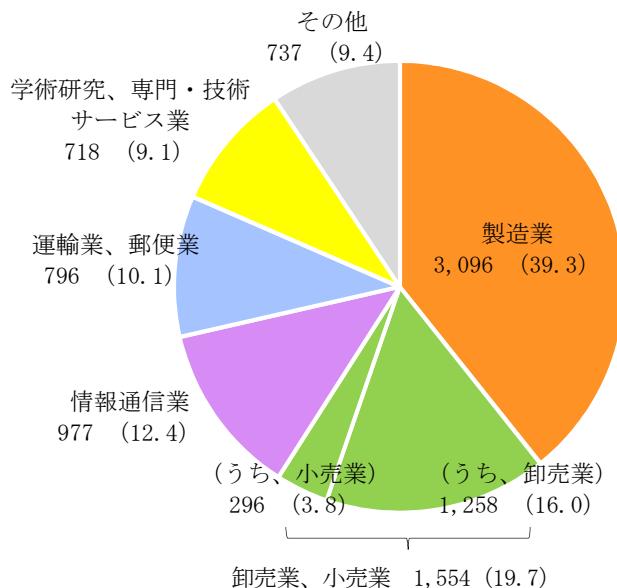


(注)（ ）内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

## 工 実体規定違反件数の業種別内訳（第10図参照）

第10-1図 実体規定違反件数（7,878件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

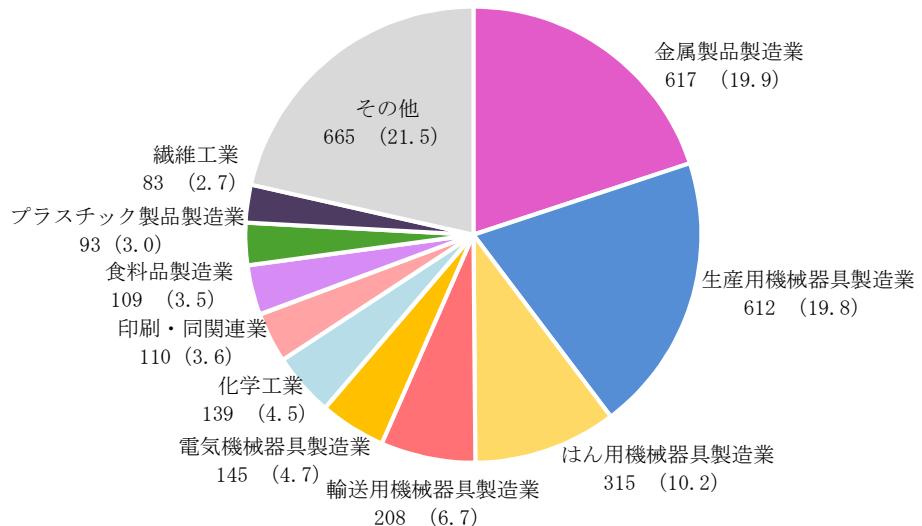
[単位：件、（%）]



（注）（ ）内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第10-2図 製造業に係る実体規定違反件数（3,096件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件、（%）]



（注）（ ）内の数値は製造業に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第5表、第11図及び第12図参照）

令和3年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者187名から、下請事業者5,625名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5億5995万円相当の原状回復が行われた。

**第5表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況**

違反行為類型	年度	原状回復を行った 親事業者数（注2）	原状回復を受けた 下請事業者数（注2）	原状回復の金額（注1）
減額	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
	令和2年度	71名	3,858名	3億7155万円
	令和元年度	104名	4,087名	17億6191万円
支払遅延	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
	令和2年度	126名	2,340名	9364万円
	令和元年度	132名	2,931名	3億2026万円
返品	令和3年度	3名	3名	5676万円
	令和2年度	4名	33名	1168万円
	令和元年度	11名	106名	6億6438万円
受領拒否	令和3年度	1名	9名	2767万円
	令和2年度	1名	1名	5万円
	令和元年度	1名	1名	208万円
不当な経済上の 利益の提供要請	令和3年度	7名	58名	978万円
	令和2年度	10名	84名	5923万円
	令和元年度	8名	229名	2556万円
やり直し等	令和3年度	2名	10名	488万円
	令和2年度	3名	37名	323万円
	令和元年度	2名	4名	49万円
有償支給原材料等 の対価の早期決済	令和3年度	4名	14名	138万円
	令和2年度	1名	1名	50万円
	令和元年度	3名	5名	6万円
割引困難な 手形の交付	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
	令和元年度	1名	10名	109万円
購入等強制	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
	令和元年度	4名	94名	61万円
買いたたき	令和3年度	-名	-名	-
	令和2年度	-名	-名	-
	令和元年度	2名	2名	3万円
合計	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円
	令和2年度	216名	6,354名	5億3992万円
	令和元年度	268名	7,469名	27億7651万円

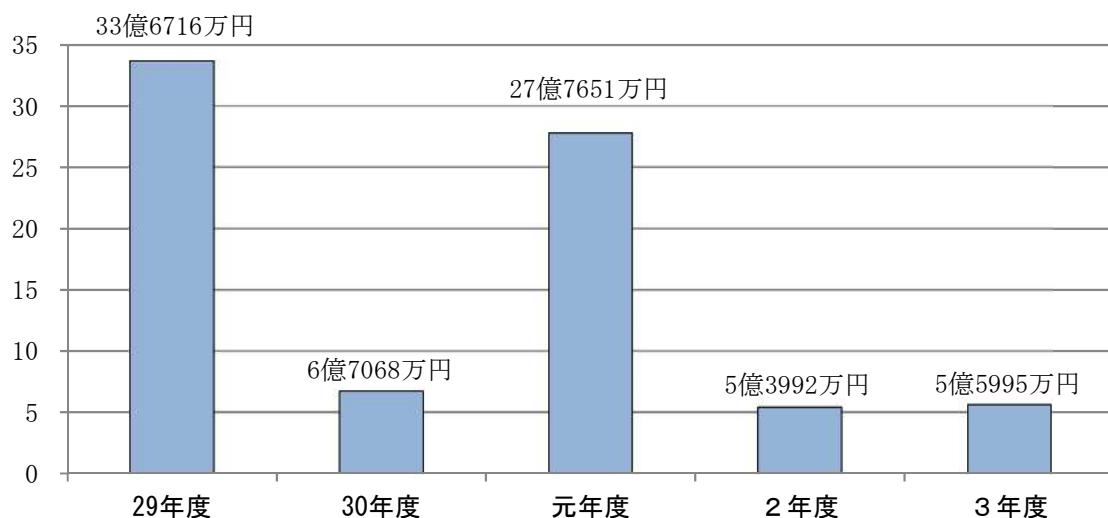
(注1) 違反行為類型ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第11図 原状回復額の推移

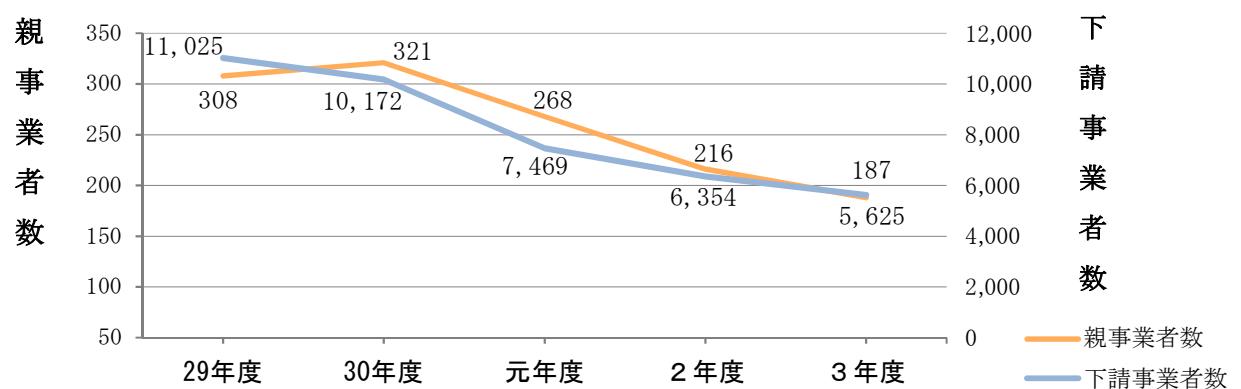
[単位：億円]



第12図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]

[単位：名]



## 第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、令和3年9月8日、中小事業者等への不当なしづわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、同年11月24日、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、同アクションプランの改定を行った。

公正取引委員会は、令和3年12月27日、当委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月30日、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定し、取引の公正化の更なる推進を図っていくこととした。「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」は、①価格転嫁円滑化スキーム、②独占禁止法の執行強化、③下請法の執行強化の3つの柱から構成されるところ、令和3年度における具体的な取組内容及び今後の取組は以下のとおり。

### <特設ウェブサイト>

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」  
に関する公正取引委員会の取組

[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html)

### 1 価格転嫁円滑化スキーム【転嫁円滑化施策パッケージ2（1）関連】

転嫁円滑化施策パッケージでは、業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設するとし、その新たな仕組みにおいては、事業所管省庁と連携を図り、①関係省庁からの情報提供や要請、②下請事業者が匿名で「買いたたき」などの違反行為を行っていると疑われる親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」を通じて、広範囲に情報を受け付けるとされた。公正取引委員会では、関係省庁から情報提供や要請を受け付けるとともに、令和4年1月26日に「違反行為情報提供フォーム」を設置した。「違反行為情報提供フォーム」には、同年3月末までの間、144件の情報が寄せられた。今後も引き続き、関係省庁と連携を図るとともに、「違反行為情報提供フォーム」に寄せられた情報を活用し、各種調査を実施していく。

さらに、転嫁円滑化施策パッケージでは、令和3年度末までに把握した情報に基づき、事例、実績、業種別状況等についての報告書を取りまとめ、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種を定めて立入調査を行うとしていたところ、本日、公正取引委員会及び中小企業庁は、「価格転嫁に係る業種分析報告書」を公表し、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を重点立入業種として選定した。今後、これらの業種に重点的な立入調査を実施していく。

また、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会及び中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守の自主点検を行うよう要請を行っていく。

<p><b>「違反行為情報提供フォーム」</b></p> <p>(買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供フォーム)</p> <p><a href="https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho">https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho</a></p>
--

## 2 独占禁止法の執行強化

### (1) 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査【転嫁円滑化施策パッケージ2（3）関連】

転嫁円滑化施策パッケージでは、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査（以下「緊急調査」という。）を実施することとし、公正取引委員会は、令和4年3月30日、緊急調査の中心となる対象業種として22の業種を選定した。

緊急調査については、令和4年6月に10万社程度の書面調査を開始し、その結果を踏まえ、夏以降、転嫁拒否が疑われる事案について立入調査を実施する。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付の上、令和4年内を目途に調査結果を取りまとめ、公表する。

### (2) 大企業とスタートアップとの取引に関する調査【転嫁円滑化施策パッケージ7関連】

令和4年3月31日、公正取引委員会及び経済産業省は、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」を策定した。公正取引委員会は、この指針にのっとり、大企業とスタートアップとの取引について、同年6月に2万社程度の書面調査を開始し、その結果を踏まえ、夏以降、優越的地位の濫用が疑われる事案について立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付の上、令和4年内を目途に調査結果を取りまとめ、公表する。

### (3) 荷主と物流事業者との取引に関する調査

公正取引委員会では、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を行っている。

令和3年度においては、荷主30,000名及び物流事業者40,000名を対象とする書面調査を実施し、令和4年4月以降、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案について立入調査を実施するとともに、荷主641名に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付した。今後も、荷主と物流事業者との取引に関する調査を継続して実施していく。

### (4) 労働基準監督機関との連携強化【転嫁円滑化施策パッケージ3（2）関連】

公正取引委員会は、従前から、厚生労働省との間において、労働基準監督署が、労働基準関係法令違反の背景に「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」に該当する独占禁止法違反行為又は下請法違反行為の存在が疑われる事案を把握した場合に、厚生労働省が公正取引委員会に通報を行う制度を運用してきた。

転嫁円滑化施策パッケージでは、この通報制度を拡充するものとして、労働基準監督署が、事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案については、通報の対象とすることとされた。

公正取引委員会及び厚生労働省は、令和4年4月以降、拡充された通報制度の運用を開始したところ、「違反行為情報提供フォーム」や独占禁止法Q&Aの周知をすることにより、更なる連携強化を図っていく。

#### (5) 公正取引委員会の体制強化及び独占禁止法の適用の明確化【転嫁円滑化施策パッケージ2（2）及び⑨関連】

公正取引委員会は、令和4年2月16日、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取り価格に反映しない取引が独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを明確化するため、新たに独占禁止法Q&Aを作成・公表した。

公正取引委員会は、優越Gメンの体制を新たに創設するなど、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の更なる体制強化を行いつつ、各種調査を実施していくとともに、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、今後も引き続き、独占禁止法Q&Aの周知徹底を図っていく。

### 3 下請法の執行強化

#### (1) 下請法上の「買いたたき」の解釈の明確化【転嫁円滑化施策パッケージ2（4）①関連】

公正取引委員会は、令和4年1月26日、転嫁円滑化施策パッケージに基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取り価格に反映しない取引が下請法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）の改正を行うとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に伴い、下請法上留意すべき点を明らかにするため、新たに下請法Q&Aを作成・公表した。

公正取引委員会は、下請法違反行為の未然防止の観点から、今後も引き続き、今回改正した「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」や下請法Q&Aの周知徹底を図っていく。

#### (2) 相談対応の強化【転嫁円滑化施策パッケージ2（4）①関連】

公正取引委員会では、全国の相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和3年度においては、下請法に関する相談が10,908件、優越的地位の濫用に関する相談が1,188件の合計12,096件の相談に対応した。このうち、令和3年9月8日に開設した「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」における電話相談の対応件数は6,356件であった。「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」については、フリーダイヤル経由でも電話相談を受け付けているところ、各種媒体を通じて、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤルの周知徹底を図ってきた。

また、公正取引委員会は、令和3年9月8日以降、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施

している。令和3年度においては、9件のオンライン相談会を実施した。

さらに、公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるよう、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約2,200か所）を活用し、相談を受け付けている。令和3年度においては、相談窓口を利用する中小事業者の独占禁止法及び下請法に対する理解を助けるため、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

公正取引委員会は、今後も引き続き、相談対応の強化を進めていく。

## 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

(不当な下請取引) - ゼロゼロ一110番  
電話番号 0120-060-110

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

【受付時間】10:00～17:00  
(土日祝日・年末年始を除く。)

### (3) 下請取引の監督強化のための情報システムの構築【転嫁円滑化施策パッケージ2（4）③関連】

転嫁円滑化施策パッケージでは、下請法上の違反行為を行っているおそれがある事業者を抽出し、優先的に調査するため、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、申告情報などを一元的に管理できる情報システムを新たに構築することとした。

公正取引委員会は、令和4年内において、可能な限り速やかに情報システムの運用が開始できるよう、情報システムの構築に向けた作業を進めていく。

### (4) ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査

公正取引委員会は、従前から、優越的地位の濫用規制及び下請法に関する実態調査を実施しているところ、ソフトウェア制作業及び受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査の一環として、令和3年10月22日、ソフトウェア制作業及び受託システム開発業に従事する事業者21,000名に対し、最低賃金の引上げに伴う影響や取引先との価格交渉に関する質問を含むアンケート調査を開始した。さらに、令和4年1月17日には、フリーランスのシステムエンジニアなどに対するアンケート調査も開始し、情報収集に関する取組強化を進めている。

公正取引委員会は、アンケート調査結果の集計・分析を進め、令和4年6月を目途に調査結果を取りまとめ、公表する。

### (5) 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

公正取引委員会は、令和3年度において、以下の取組を実施したところ、今後も引き続き、不当なしわ寄せ防止に向けた取組の普及啓発活動の拡充・強化を進めていく。

## ア 経済団体等への働きかけ

公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組について、発注側の大企業、受注側の中小事業者等を含め、取引の当事者となる事業者への周知徹底を図るため、令和4年2月以降、経済団体等との意見交換の場を設けて、傘下の団体・事業者等への周知について働きかけを行った。

### イ 下請取引適正化推進月間にに関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習（以下「下請取引適正化推進講習」という。）を実施するなどの普及啓発活動を実施している。令和3年度においては、下請取引適正化推進講習で使用するテキストの内容を繰り返し習得できる動画を新たに作成し、令和3年11月にWEB上で公開したほか、18回の下請取引適正化推進講習を実施した。

また、「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「トラブルの未然防止に発注書面」を令和3年度の特選作品として選定した。

## ウ 基礎講習・応用講習・業種別講習・研修会等への出講

### (ア) 基礎講習

公正取引委員会は、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施しているところ、令和3年度においては、53回の講習を実施した。

### (イ) 応用講習

公正取引委員会は、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、事例研究を中心とした応用的な内容に関する応用講習を実施しているところ、令和3年度においては、7回の講習を実施した。

### (ウ) 業種別講習

公正取引委員会は、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習を実施しているところ、令和3年度においては、荷主・物流事業者向けに7回の講習を実施した。

### (エ) 研修会等への出講

公正取引委員会は、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に出講しているところ、令和3年度においては、事業者団体等へ51回の出講を実施した。

## エ 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名

の文書で要請している。令和3年度においては、関係事業者団体約1,400団体に対し、令和3年11月16日に要請を行った。

#### **オ 下請代金の支払の適正化に向けた取組**

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和6年を目指として、サイトが60日を超える手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしているところ、令和4年2月16日、手形等のサイトの短縮化の更なる促進を図るため、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っているとした親事業者約5,000名に対し、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める要請を実施した。

#### **カ 下請取引等改善協力委員**

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和3年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。令和3年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇に伴う下請代金の見直しなどについて意見聴取を行った（寄せられた主な意見は別紙5参照）。

## 令和 3 年度における勧告事件

① (株)ティーガイアに対する件（令和 3 年 6 月 23 日）	
親事業者	(株)ティーガイア（本社 東京都）
事業内容	電気通信事業者が提供する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等
下請取引の内容	特定の電気通信事業者から受託する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等
違反行為の概要 (期間)	【減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「戻入金（れいにゅうきん）」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた <sup>(注)</sup> （平成 30 年 3 月～平成 31 年 4 月）。
減額金額	下請事業者 8 名に対し、総額 5660 万 9388 円 【勧告前に返還済み】

（注）下請事業者の業務実績に対する評価結果（3か月ごと）がティーガイアが定める一定の水準に満たない場合、

ティーガイアが、評価期間中の下請代金の額から、一定の算出方式で計算した金額を遡って値引きしたもの。

② 東京吉岡(株)に対する件（令和 3 年 6 月 30 日）	
親事業者	東京吉岡(株)（本社事務所 東京都）
事業内容	服飾副資材の総合卸
下請取引の内容	衣料品の製造販売業者等から製造を請け負う下げ札、織ネーム、プリントネーム等の服飾副資材又はその半製品の製造
違反行為の概要 (期間)	【減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「歩引」 <sup>(注)</sup> を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（令和元年 11 月～令和 2 年 10 月）。
減額金額	下請事業者 24 名に対し、総額 2015 万 166 円 【勧告前に返還済み】

（注）下請代金を手形ではなく現金で支払っていることなどを理由に、請求書の金額に一定率を乗じて得た額等を

徴収したもの。

③ 株ナガワに対する件（令和3年11月12日）	
親事業者	株ナガワ（本社 東京都）
事業内容	ユニットハウス <sup>(注1)</sup> の製造・販売・レンタル、建設機械器具のレンタル等
下請取引の内容	自社が販売又はレンタルするユニットハウスに使用する床材、壁材等の資材の製造及び自社がレンタルする建設機械器具の修理
違反行為の概要 (期間)	【減額（第4条第1項第3号）】 「早期支払割引料」 <sup>(注2)</sup> を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成30年9月～令和元年9月）。
減額金額	下請事業者66名に対し、総額1911万9134円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

（注1）工場で組立・製造した箱型のユニットを現場に備え付けることにより簡易・迅速に設置できる建物で、工事現場における事務所、災害時の仮設住宅などに使用される。

（注2）下請代金をファクタリング方式ではなく現金で支払っていることを理由として徴収したもの。このファクタリング方式とは、下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権をファクタリング会社に譲渡することにより、当該ファクタリング会社から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式である。

④ 株イングに対する件（令和4年3月1日）	
親事業者	株イング（本社 神戸市）
事業内容	「INGNI」と称するブランドの婦人服の販売等
下請取引の内容	消費者等に販売する婦人服等の製造
違反行為の概要 (期間)	【減額（第4条第1項第3号）】 自社の各店舗への配送等が不要なインターネット販売用の商品について、「物流費」（平成30年2月～平成31年4月）及び「物流業務委託料」（令和元年7月～令和3年4月）として下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
減額金額	下請事業者24名に対し、総額7094万8217円 【勧告前に返還済み（清算結了している者を除く）】

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

## 令和3年度における下請法違反実例

### 1 買いたたきの事例

車両の修理・運搬業務を下請事業者に委託している自動車整備会社（本社東京都）は、燃料価格が高騰しているにもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

押出成型品の製造を下請事業者に委託している製造会社（本社東京都）は、下請事業者から原材料価格等が高騰したため単価の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

船舶部材の加工を下請事業者に委託している船舶製造会社（本社愛知県）は、自社の基準で各工程別に設定した単価のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

家具等に用いる金属部品の加工を下請事業者に委託している金属製品製造会社（本社東京都）は、最低賃金が引き上げられたことを理由に下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、自社のコスト上昇につながることは受け入れられないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

電子機器に内蔵する機器の製造を下請事業者に委託している電気機械器具製造会社（本社東京都）は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮による下請事業者のコスト増加を考慮せず、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

鋼材等の運送を下請事業者に委託している運送会社（本社埼玉県）は、下請事業者から燃料価格が上昇したため、上昇分の取引価格への反映を求められたにもかかわ

らず、運送料金は荷主との間で既に決まっており、荷主の業界の景気が悪い状況で下請事業者に利益を還元することは困難であるとして、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

オフィスの清掃、移転業務等を下請事業者に委託している不動産サービス会社（本社東京都）は、下請事業者からコスト上昇を理由に下請代金の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

水質調査、測量業務等を下請事業者に委託している建築会社（本社東京都）は、資材価格及び人件費が大幅に上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、合理的な理由は述べず、顧客が予算単価を見直さない限りは応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

輸送機械の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社（本社東京都）は、下請事業者から、鋼材の仕入価格が高騰したことを理由に単価の引上げを求められたにもかかわらず、顧客が認めない限り、値上げ要請には応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

印刷物の製造を下請事業者に委託している印刷会社（本社東京都）は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮に伴う下請事業者のコスト増を考慮する必要がないと決めつけて、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

行政機関から請け負った土地区画整理事業を遂行する際の各種関連業務を下請事業者に委託している調査・測量サービス会社（本社東京都）は、下請事業者から、人件費の上昇を理由に対価の引上げを求められたにもかかわらず、行政機関の定めた単価表のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に通常の

対価より低い単価で下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

業務用エレベーターに使用する部品の製造及び修理を下請事業者に委託している機械器具卸売会社（本社東京都）は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に納期の短縮を求めたが、製造期間は十分に確保されていると決めつけて、下請事業者に発生する費用の増加を考慮せずに、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに下請代金の額を据え置いていた。また、同社は、量産時の大量発注の終了後に、少量のみ個別に発注を行ったが、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。

これらの行為は、いずれも下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

## 2 新型コロナウイルス感染症に関連するもの

### ○受領拒否

配電用電気機械器具の製造を下請事業者に委託している設備工事会社（本社東京都）は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を受け、自社の取引先から当該電気機械器具の設置工事の延期を求められたことを理由として、あらかじめ定めた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

このような行為は、下請法が禁止する受領拒否に該当するものである。

### ○支払遅延

衣料品等の製造を下請事業者に委託している製造販売会社（本社東京都）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、自社の資金を確保することを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

結婚式、イベントに関する業務を下請事業者に委託している冠婚葬祭会社（本社東京都）は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、自社の資金繰りが悪化したことを理由に、下請代金の支払を1か月順延することにより、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

### ○買いたたき

複合機の附属品の製造を下請事業者に委託している製造会社（本社宮城県）は、新型コロナウイルス感染症の影響により下請事業者への発注数量が大幅に減少してい

るにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるものである。

### 3 フリーランスに関連するもの

#### ○書面の交付義務

雑誌等に掲載する記事の執筆を個人事業者等の下請事業者に委託しているオンラインチケット販売会社（本社東京都）は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を納品後に交付していた。

このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

生活雑貨品のデザインの作成を個人事業主の下請事業者に委託している製造販売会社（本社大阪府）は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

このような行為は、下請法の書面の交付義務に違反するものである。

#### ○支払遅延

設計図の作成を個人事業者の下請事業者に委託している内装工事会社（本社茨城県）は、「毎月末日納品締切、翌々月1日支払」の支払制度を探っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。また、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。さらには、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

これらの行為は、いずれも、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

#### ○減額

測量図の作成を個人事業者等の下請事業者に委託している建設コンサルタント会社（本社愛媛県）は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

このような行為は、下請法が禁止する減額に該当するものである。

#### ○買いたたき

システム開発やカスタマーサポート業務を個人事業者等の下請事業者に委託しているインターネットサービス運営会社（本社東京都）は、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して、下請代金の算定方法を他の下請事業者と異なる扱いとし、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがある。

#### ○書類の作成・保存義務

クライアントから請け負うインターネット広告等に使用する映像、画像、デザイン等の制作を個人事業者等の下請事業者に委託している広告会社（本社東京都）は、下請事業者からの給付を、メール又は自社が指定するインターネットウェブサイトへのアップロードによって受領していることから、納品書が存在しないため下請事業者からの給付の受領日を会社として管理しておらず、また、下請事業者の給付の内容等必要記載事項について記載した書類を2年間保存していない。

このような行為は、下請法の書類の作成・保存義務に違反するものである。

### 4 働き方改革に関連するもの

#### ○利益提供要請

業務用空調設備の修理・保守点検を下請事業者に委託している設備機器販売会社（本社北海道）は、下請事業者に対し、自社の平日定時外における顧客への故障対応のための待機を下請事業者に無償で行わせていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するとともに、下請事業者の働き方改革を妨げるものである。

### 5 金型に関連するもの

#### ○利益提供要請

建設機械、自動車エンジン等の部品の製造を下請事業者に委託している製造会社（本社岩手県）は、自社が所有権を持つ又は取引先から貸与された金型を下請事業者に貸与して製品の製造を委託しているところ、長期間使用されない金型を無償で保管させていた。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあるものである。

#### ○支払遅延

自動車メーカー向けの油圧機器等の製品、半製品、部品又はこれらの製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託している製造会社（本社東京都）は、下請事業者に製造を委託した金型を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

このような行為は、下請法が禁止する支払遅延に該当するものである。

令和4年1月から3月までの間ににおける買いたきの指導件数（212件）  
の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

製造業に対する措置件数 (67件) の内訳		卸売業、小売業に対する措置件数 (30件) の内訳		その他の業種に対する措置件数 (115件) の内訳	
業種	措置件数	割合	業種	措置件数	割合
金属製品製造業	13件	19.4%	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	10件	33.3%
生産用機械器具製造業	11件	16.4%	運輸業、郵便業	39件	33.9%
はん用機械器具製造業	6件	9.0%	機械器具卸売業	9件	30.0%
電子部品・デバイス・電子回路製造業	5件	7.5%	情報通信業	23件	20.0%
輸送用機械器具製造業	5件	7.5%	飲食料品卸売業	3件	10.0%
印刷・同関連業	3件	4.5%	その他の卸売業	2件	6.7%
プラスチック製品製造業	3件	4.5%	飲食料品小売業	2件	6.7%
電気機械器具製造業	3件	4.5%	サービス業	5件	4.3%
その他の製造業	3件	4.5%	複合サービス業	2件	1.7%
繊維工業	2件	3.0%	サービス業	4件	3.5%
化学工業	2件	3.0%	その他	4件	3.5%
その他	11件	16.4%	合計	30件	100%
<b>合計</b>	<b>67件</b>	<b>100%</b>		<b>115件</b>	<b>100%</b>

(注1) 業種とは、日本標準産業分類中分類による。  
(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

## 措置件数（7,926件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

		令和3年度	令和2年度
地区	都道府県	件数	件数
北海道地区	北海道	255	252
東北地区	青森県	33	35
	岩手県	52	64
	宮城県	110	90
	秋田県	40	37
	山形県	76	74
	福島県	69	80
東北地区計		380	380
関東甲信越地区	茨城県	100	139
	栃木県	80	93
	群馬県	122	127
	埼玉県	307	306
	千葉県	157	193
	東京都	2,319	2,335
	神奈川県	445	514
	新潟県	143	191
	山梨県	36	37
	長野県	114	166
関東甲信越地区計		3,823	4,101
中部地区	富山県	64	65
	石川県	62	54
	岐阜県	69	85
	静岡県	160	162
	愛知県	403	389
	三重県	65	48
中部地区計		823	803

		令和3年度	令和2年度
地区	都道府県	件数	件数
近畿地区	福井県	55	57
	滋賀県	66	79
	京都府	166	165
	大阪府	797	775
	兵庫県	253	256
	奈良県	30	34
	和歌山県	39	31
近畿地区計		1,406	1,397
中国地区	鳥取県	33	34
	島根県	40	40
	岡山県	141	112
	広島県	220	216
	山口県	55	60
中国地区計		489	462
四国地区	徳島県	37	28
	香川県	70	59
	愛媛県	65	57
	高知県	35	43
四国地区計		207	187
九州地区	福岡県	236	245
	佐賀県	33	31
	長崎県	49	49
	熊本県	51	52
	大分県	32	37
	宮崎県	33	26
	鹿児島県	42	31
九州地区計		476	471
沖縄地区	沖縄県	67	58
全国計		7,926	8,111

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

## 下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

### 1 適切な価格転嫁に向けた取組・課題

- 原材料費の上昇分については下請代金への転嫁ができているが、労務費の上昇分の転嫁については難しい状況にある。(生産用機械器具製造業)
- 原材料費の高騰を受け、下請代金の見直しをお願いしたが、なかなか応じてもらえない。(電気機械器具製造業)
- 中小企業においては人材の確保が難しく、また、燃料が高騰している中、価格交渉を行ってもなかなか値上げにつながらず、厳しい状況にある。(道路貨物運送業)
- 「転嫁円滑化施策パッケージ」において、下請法の適用対象とならない取引についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するとの記載がなされたことにより、取引価格への価格転嫁を取引先に打診しやすくなった。(プラスチック製品製造業)
- 「転嫁円滑化施策パッケージ」については、その取組の内容を川上から川下まで周知することが重要である。(繊維・衣服等卸売業)

### 2 下請代金の手形払いの状況

- 支払手段の変更をお願いしたところ、多くの取引先が手形から電子記録債権への変更に応じてくれた。なお、現金振込も以前に比べると多くなった印象は受けるが、手形から現金振込に変更される例は少ない。(生産用機械器具製造業)
- 自動車業界では、3次下請以降の下請事業者からの支払で手形払いが多い。なお、最近は、手形サイトが60日に短縮されているところも出ている。(金属製品製造業)

### 3 新型コロナウイルス感染症による影響

- 新型コロナウイルス感染症の影響によって、キャッシュフロー改善のために支払条件の変更を求められるケースが起きている。(機械器具卸売業)
- 新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに、テレワークに対応する事業者が増えているところ、大手業者を中心に、扱う書類を紙媒体から電子媒体対応とするところが増えてきている。(情報サービス業)

#### **4 発注書面の交付**

- 発注書面を電磁的方法により交付する場合、通信トラブル等で電子メールが届いていないこともあるので、到達したかどうかの確認はトラブルの未然防止に役立つ。  
(道路貨物運送業)
  
- メール等により発注を行うことは一見便利だが、発注以外を紙で行っている場合には、取引段階ごとに電子と紙が混在し、その管理が煩雑になるので、取引の全過程を通じてシステム化する必要がある。  
(技術サービス業)

#### **5 公正取引委員会への意見・要望**

- 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」については、そうした窓口が設けられていることを親事業者に周知することによって、違反行為の未然防止が図られる効果がある。  
(道路貨物運送業)
  
- 相談窓口の設置自体を知らない下請事業者もまだまだ多いと思う。普及啓発活動により一層力を入れていただきたい。  
(生産用機械器具製造業)
  
- 相談窓口の利用を下請事業者に促すには、匿名性の確保が大切である。  
(機械器具卸売業)
  
- 下請事業者の立場からすると、親事業者との取引において困っていることが、自社の努力で解決しなければならない問題なのか、公正取引委員会に相談すべき下請法の問題なのかが分からぬという事情があると思う。  
(食料品製造業)
  
- オンライン相談会については、今後も継続してほしい。オンラインであれば、距離と時間の制約が少ないので利用しやすい。  
(金属製品製造業)

## 下請法違反勧告事件一覧（平成 29 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
29- 1	㈱久世	製造	H29.4.27	減額(特別条件、年間リペート等)	52	50,439,920		
29- 2	山崎製パン株【措置請求】	製造	H29.5.10	減額(ベンダー協賛金、奢・フォーク代等)	10	46,224,401		
29- 3	寿屋フロンテ株	製造	H29.6.23	減額(原低、遡及適用)	8	18,705,174		
29- 4	タカタ株	製造	H29.7.18	減額(一時金、遡及適用)	64	249,769,538		
29- 5	㈱セブン－イレブン・ジャパン	製造	H29.7.21	減額(商品案内作成代、新店協賛金)	76	227,461,172		
29- 6	㈱伊藤園	製造	H30.2.5	減額(特別協力金等)	2	118,801,404		
29- 7	サトーブリンティング株	製造	H30.3.26	減額(生産システム利用料、ドットプリンタ保守料等)	39	98,815,194		
29- 8	DXアンテナ株	製造	H30.3.29	減額(遡及適用)	1	12,542,830		
29- 9	㈱大冷	製造	H30.3.30	減額(品質管理指導料等)	43	約469,850,000		
30- 1	マル厨工業株	製造	H30.4.26	減額(事務手数料及び金利、協賛割戻金等)	20	16,806,142		
30- 2	小野建株	製造	H30.6.15	減額(割引利息等)	1,368	36,414,345		
30- 3	全日本食品株	製造	H30.8.29	減額(年契基本、発注オンライン料、販促 スポット条件、決算協力金・販売奨励金等)	21	12,902,475		
30- 4	磯川産業株	製造	H30.10.17	減額(金利相当額、仕入値引等)	33	11,131,440		
30- 5	㈱サンリオ	製造	H30.12.12	返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品サンプル)(下段)			14	11,178,161 (注4)
							175	6,926,770 (注4)
30- 6	アイア株	製造	H31.1.23	減額(縫製会費等、歩引き)	53	10,573,048		
30- 7	㈱柿安本店	製造	H31.2.21	減額(販売協力金)	5	15,158,869		
R1- 1	森永製菓株	製造	H31.4.23	減額(遡及適用)	5	9,582,853		
R1- 2	㈱LIXILビバ	製造	R1.9.27	不当な経済上の利益の提供要請(売場手直し)			43	9,737,765
R1- 3	三友工業株	製造	R1.9.27	減額(期間契約、特別物件価格協力、手数料)	36	20,104,269		
R1- 4	東洋電装株	製造	R1.9.30	減額(遡及適用)	32	15,678,869		
R1- 5	誠和産業株	製造	R1.11.22	減額(仕入割引)	54	27,862,291		
R1- 6	㈱レリアン	製造	R2.2.14	減額(マークダウン等による値引き、手数料、金利等) 支払遅延(上段) 返品(下段)	13	1,491,058,351	10	170,158,471
							13	655,331,070
R1- 7	㈱サンクゼール	製造	R2.3.19	減額(センターフィー)	31	37,254,503		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請事業者数 (名)	金額 (円)
R2- 1	株リーガルコーポレーション	製造	R2.4.10	返品			26	11,474,218
R2- 2	株コモディイイダ【措置請求】	製造	R2.6.18	減額(リペート、POP代、振込手数料)	14	16,350,036		
R2- 3	株フジデン	役務	R2.7.30	減額(CS管理費、防犯カメラ代)	12	28,826,725		
R2- 4	マツダ株	製造	R3.3.19	不当な経済上の利益の提供要請の禁止(手数料)			3	51,123,981
R3- 1	株ティーガイア	役務	R3.6.23	減額(戻入金)	8	56,609,388		
R3- 2	東京吉岡株	製造	R3.6.30	減額(歩引)	24	20,150,166		
R3- 3	株ナガワ【措置請求】	製造	R3.11.12	減額(早期支払割引料)	66	19,119,134		
R3- 4	株イング	製造	R4.3.1	減額(物流費、物流業務委託料)	24	70,948,217		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があつた事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4)米ドルによる返品、利益提供要請金額を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。

## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ

令和3年12月27日

内閣官房

(新しい資本主義実現本部事務局)

消費者庁

厚生労働省

経済産業省

国土交通省

公正取引委員会

(略)

### **2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化**

#### (1) 価格転嫁円滑化スキームの創設【公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁】

- ・ 業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組みを創設する。この新しい仕組みにおいては、公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、事業者について、①関係省庁から情報提供や要請、②下請事業者が匿名で、「買いたたき」などの違反行為を行っていると疑われる親事業者に関する情報を公正取引委員会・中小企業庁に提供できるホームページの設置（「違反行為情報提供フォーム」）を通じて、広範囲に情報提供を受け付ける。このため、価格転嫁に関する関係省庁連絡会議を内閣官房に設置する。
- ・ 今年度末までに把握した情報に基づき、来年6月までに、事例、実績、業種別状況等について公正取引委員会・中小企業庁が報告書を取りまとめ、公表する。これにより、問題点を明らかにするとともに、法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。
- ・ また、公正取引委員会、中小企業庁は、これらの情報に基づき、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて、立入調査を行う。

#### (2) 独占禁止法の適用の明確化【公正取引委員会】

- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請代金法」という。）の適用対象とならない取引（※）についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公正取引委員会は明確化し、周知徹底す

る。

(※) 資本金要件を満たさない取引（例：資本金2億円の企業と資本金1,500万円の企業の取引）や、売買などの委託以外の取引、自家使用する役務を委託する取引（「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供」の委託）

(3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化【公正取引委員会・事業所管省庁】

- 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、これまで荷主と物流事業者との取引のみ調査を行っていたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を公正取引委員会において、実施する（「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供や要請、令和3年9月に実施した取組のフォローアップ調査の結果を踏まえて選定）。調査結果については、報告書を取りまとめ、公表する。また、公正取引委員会が取引価格への転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。さらに、関係する事業者に対し、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

(4) 下請代金法上の「買いたたき」に対する対応

①下請代金法上の「買いたたき」の解釈の明確化【公正取引委員会】

- 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請代金法上の「買いたたき」に該当するおそれがあることを、公正取引委員会は以下の方向で明確化する。
  - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
  - 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。
  - 「買いたたき」を含む下請代金法上の解釈に関する相談対応の強化を図るため、下請代金法に関する相談を受け付ける公正取引委員会の「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」のフリーダイヤル（0120-060-110）の更なる周知徹底を行う。

②下請代金法上の「買いたたき」に対する取締り強化【公正取引委員会・中小企業庁】

- 親事業者への立入調査の件数を増やすなど、取締りを強化するとともに、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める（※現在は法律に基づく勧告事案のみに要求）。

③下請取引の監督強化のための情報システムの構築【公正取引委員会】

- ・ 下請代金法上の違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し、優先的に調査するため、書面調査の回答（30万件程度実施）に加えて、過去に実施した指導や勧告についての情報、関係省庁が提供する情報、窓口への申告情報などを一元的に管理できる情報システムを公正取引委員会に新たに構築する。

（略）

### 3. 労働基準監督機関における対応

#### （2）労働基準監督署からの通報制度の拡充【厚生労働省】

- ・ 労働基準監督機関が事業所に立入検査・監督指導（臨検監督）を実施した際に、労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案については、労働基準監督機関から公正取引委員会や中小企業庁、国土交通省に通報する。

（略）

### 7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処【公正取引委員会】

- ・ 「スタートアップとの事業連携に関する指針」（令和3年3月、公正取引委員会・経済産業省）を策定したところ。この指針にのっとり、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、5,000件程度の書面調査を実施する。
- ・ 調査の結果、
  - 秘密保持契約を締結しない今までの営業秘密の開示の要請
  - 秘密保持契約に違反して、スタートアップの営業秘密を活用した競合商品・役務の販売
  - 共同研究の成果に基づく知的財産権を大企業のみへ帰属させる契約の締結の要請

をはじめとする「優越的地位の濫用」が疑われる事案については、立入調査を行うとともに、関係事業者が自主的な検証・改善に取り組めるよう、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

（略）

### 9. 関係機関の体制強化

- ・ 優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、公正取引委員会に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新たに設置するとともに、体制強化を図る。【公正取引委員会】

（略）